

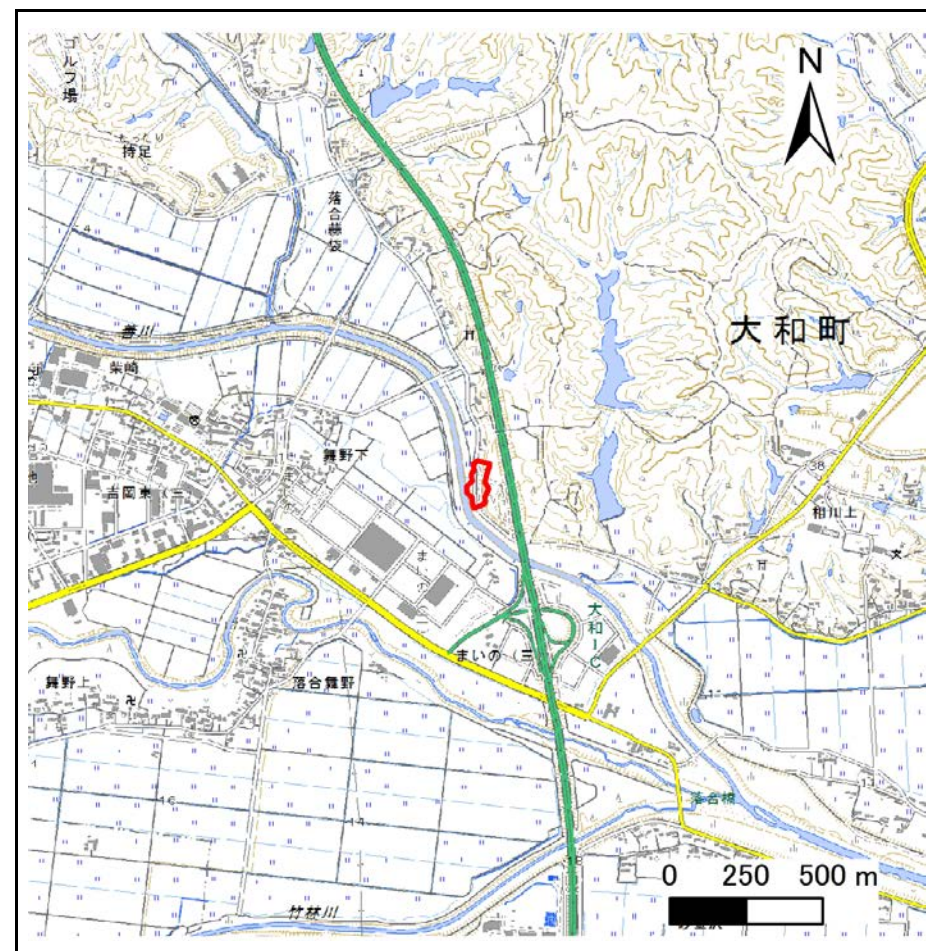
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第944号
告示年月日	令和元年11月29日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅲ-自-0259(1331000259)
箇所名	新田
所在地	黒川郡大和町落合蒜袋字新田
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第202号)

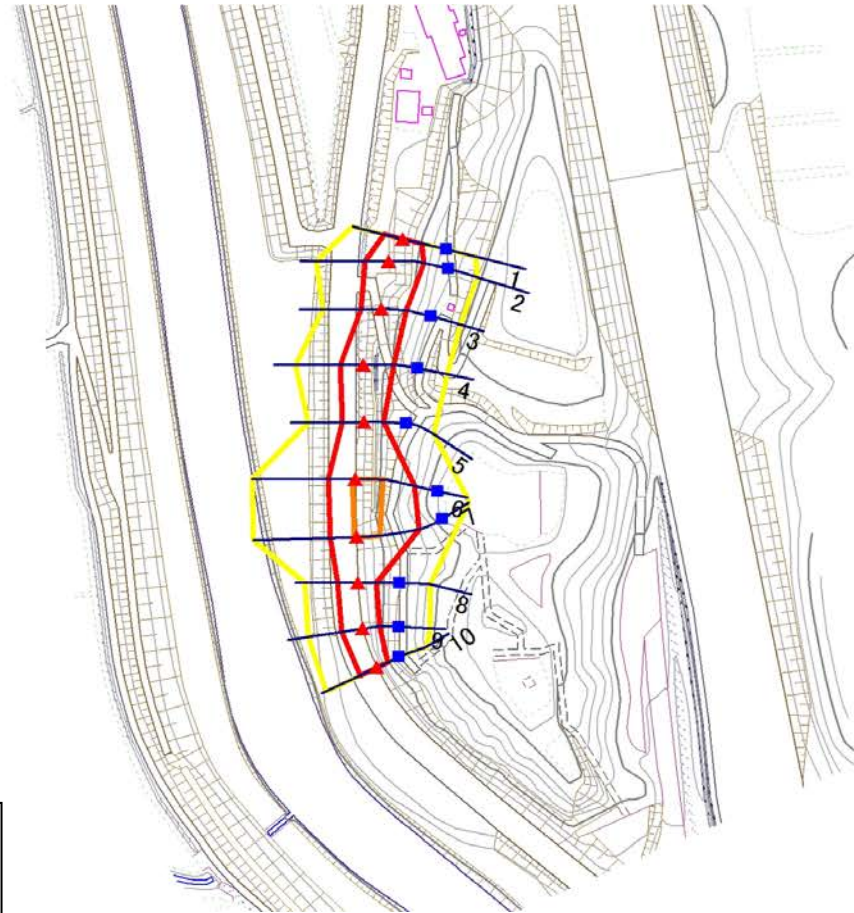
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第944号
告示年月日	令和元年11月29日

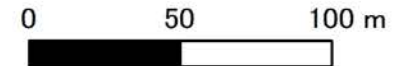
危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成30年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅲ-自-0259(1331000259)	箇所名	新田	所在地	黒川郡大和町落合蒜袋字新田
---------	------	----------------------	-----	----	-----	---------------



1:2,500



危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
(土砂災害特別警戒区域)	それ以外の区域	

凡例		上端		横断測線
		下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

告示番号	宮城県告示第944号
告示年月日	令和元年11月29日

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅲ-自-0259(1331000259)				箇所名	新田				所在地	黒川郡大和町落合蒜袋字新田				
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	99.9	1.0	-	-	10.0	2.0	~							
2 ~ 3	-	-	99.9	1.0	-	-	10.0	2.0	~							
3 ~ 4	-	-	98.4	1.0	-	-	10.2	2.1	~							
4 ~ 5	-	-	98.4	1.0	-	-	10.2	2.1	~							
5 ~ 6	-	-	100.0	1.0	-	-	10.9	2.2	~							
6 ~ 7	118.7	1.0	100.0	1.0	-	-	10.9	2.2	~							
7 ~ 8	-	-	100.0	1.0	-	-	10.5	2.1	~							
8 ~ 9	-	-	92.1	1.0	-	-	8.8	1.8	~							
9 ~ 10	-	-	92.1	1.0	-	-	10.4	2.1	~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							
~									~							